

144.2
第779号

交渉續行に於ては本會側は極力各項に對し數次的に
明示を要求し然らざるものに對しては具體的決定の
條項とすべき事を主張する決心であります其の結
果に依り本交渉に入るかどうかを協議する手筈にな
つて居ります

右の通りの決定に在之惟尚交渉の顛末に就ては時々御
報告可申候 敬 具

大正十四年三月廿日

~~労働~~
第449号

大正十四年三月三十日

警視總監 太田 政 弘

内務大臣 若槻 禮次郎 殿
社會局長 官長 岡隆一郎 殿
東京地方裁判所 檢事 正殿
各 廳 府 縣 長 官 殿

シンガポールにシシ株式會社従業員制度

改革期成同盟會ニ關スル件(第九報…解決)

標記會社従業員紛議ニ關シテハ容月二日以來數次ノ